

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の申請手続きについて（情報提供）

京都府が定めた認証基準に基づく感染防止対策を実施されている飲食店を京都府が認証し、公表する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の申請受付が始まりましたので、概要についてお知らせします。

《概要》

- 1 対象施設** 食品衛生法の飲食店営業許可を受けた事業者が営む事業用施設で、飲食のための客席を有する施設
※ホテルの食事会場など、宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とする宿泊施設は対象外です。
- 2 認証方法** ①認証基準（38項目のチェックリスト）を確認し、対策を全て実施 ⇒ ②申請・訪問調査の日程調整 ⇒ ③訪問調査（30分程度） ⇒ ④認証
- 3 申請方法** 原則、京都府WEBサイトからの電子申請（インターネット環境がない場合は、郵送可）
- 4 申請期間** 令和3年8月31日まで
- 5 その他**
 - ①認証を受けた店舗には、ステッカーが交付されるほか、希望する場合は、京都府WEBサイトにも店舗情報が掲載されます。

②詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html



《問い合わせ先》

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

TEL：075-284-0182 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分（7月22日・23日は開設）



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

7月21日現在の登録者数は131名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社

海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp